

議案第17号

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和5年2月24日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)の一部改正に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上のための工事及び再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置を行う場合の同法の規定による高さ制限等の緩和の許可に係る審査手数料を設定するため、この条例を制定しようとするものであります。

# 羽曳野市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

別表中 61 の項を 63 の項とし、49 の項から 63 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 48 の項中「建築物の数が 1」を「建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1」に改め、同項を同表 50 の項とし、同表中 47 の項を 49 の項とし、同表 46 の項中「、次項及び 45 の項」を「及び次項」に改め、同項を同表 48 の項とし、同表中 45 の項を 47 の項とし、44 の項を 46 の項とし、同表 43 の項中「42 の項」を「47 の項」に改め、同項を同表 45 の項とし、同表中 42 の項を 44 の項とし、26 の項から 41 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、25 の項を 26 の項とし、同項の次に次のように加える。

27	法第 58 条第 2 項の規定による許可の申請	160,000 円
----	-------------------------	-----------

別表中 24 の項を 25 の項とし、同表 23 の項中「第 55 条第 3 項各号」を「第 55 条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同項を同表 24 の項とし、同表中 22 の項を 23 の項とし、16 の項から 21 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、15 の項の次に次のように加える。

16	法第 52 条第 6 項第 3 号の規定による認定の申請	27,000 円
----	------------------------------	----------

別表備考 2 中「42 の項から 49 の項まで」を「44 の項から 51 の項まで」に、「46 の項から 48 の項まで」を「48 の項から 50 の項まで」に改める。

## 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市建築基準法施行条例 新旧対照表

新			旧		
別表(第6条関係)			別表(第6条関係)		
項	区分	金額	項	区分	金額
1~15	省略		1~15	省略	
16	法第52条第6項第3号の規定による認定の申請	27,000円			
17	省略		16	省略	
18	省略		17	省略	
19	省略		18	省略	
20	省略		19	省略	
21	省略		20	省略	
22	省略		21	省略	
23	省略		22	省略	
24	法第55条第3項又は第4項各号の規定による許可の申請	160,000円	23	法第55条第3項各号の規定による許可の申請	160,000円
25	省略		24	省略	
26	省略		25	省略	
27	法第58条第2項の規定による許可の申請	160,000円			
28	省略		26	省略	
29	省略		27	省略	
30	省略		28	省略	
31	省略		29	省略	
32	省略		30	省略	
33	省略		31	省略	
34	省略		32	省略	
35	省略		33	省略	

36	省略		
37	省略		
38	省略		
39	省略		
40	省略		
41	省略		
42	省略		
43	省略		
44	省略		
45	法第 86 条第 2 項の規定による認定の申請	建築物(既存の建築物を除く。以下この項及び 47 の項において同じ。)の数が 1 である場合	78,000 円
		省略	
46	省略		
47	省略		
48	法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定の申請	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項及び次項において同じ。)の数が 1 である場合	78,000 円
		省略	
49	省略		
50	法第 86 条の 2 第 3 項の規定による許可の申請	建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が 1 である場合	220,000 円
		省略	
51	省略		
52	省略		
53	省略		

34	省略		
35	省略		
36	省略		
37	省略		
38	省略		
39	省略		
40	省略		
41	省略		
42	省略		
43	法第 86 条第 2 項の規定による認定の申請	建築物(既存の建築物を除く。以下この項及び 42 の項において同じ。)の数が 1 である場合	78,000 円
		省略	
44	省略		
45	省略		
46	法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定の申請	建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この項、次項及び 45 の項において同じ。)の数が 1 である場合	78,000 円
		省略	
47	省略		
48	法第 86 条の 2 第 3 項の規定による許可の申請	建築物の数が 1 である場合	220,000 円
		省略	
49	省略		
50	省略		
51	省略		

<u>54</u> 省略
<u>55</u> 省略
<u>56</u> 省略
<u>57</u> 省略
<u>58</u> 省略
<u>59</u> 省略
<u>60</u> 省略
<u>61</u> 省略
<u>62</u> 省略
<u>63</u> 省略

備考

- 1 省略
- 2 44 の項から 51 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、48 の項から 50 の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を 1 とみなす。

附表 1～附表 10 省略

<u>52</u> 省略
<u>53</u> 省略
<u>54</u> 省略
<u>55</u> 省略
<u>56</u> 省略
<u>57</u> 省略
<u>58</u> 省略
<u>59</u> 省略
<u>60</u> 省略
<u>61</u> 省略

備考

- 1 省略
- 2 42 の項から 49 の項までの建築物の数は、用途上不可分の関係にある建築物のうち主要な用途の建築物の数の合計とする。ただし、46 の項から 48 の項までにおいて、建築しようとする建築物が主要な用途以外の用途の建築物のみである場合は、建築物の数を 1 とみなす。

附表 1～附表 10 省略